

国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する
公募型プロポーザル審査基準

本審査基準は、国分寺市（以下「市」という。）が、国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務を委託するに当たり、当該業務を受託する事業者を選定するための方法及び審査の基準を示すものである。

事業者の選定は、国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

1. 審査対象事業者

（１） 次の内容を全て満たす者を対象とする。

- ① 「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）において規定する「５-(１)参加資格」を満たし、かつ「５-(２) 配置技術者の要件等」に定める技術者の配置が可能であるとともに、「５-(４)制限事項等」に抵触しない者。
- ② 実施要領に規定する期限内に、必要書類を全て提出した者。
- ③ 実施要領に基づき、適正に書類を作成し、審査できる状態であると認められる者。
- ④ 実施要領「９-(３)失格事項」のいずれの項目にも該当しない者。

（２） 前項のいずれにも該当しない事項によるもので、審査対象者として疑義がある場合は、審査委員会にて協議し、審査対象の可否を決定することとする。

2. 選定の手順

本プロポーザルにおける選定の手順は、下表のとおりとする。

審査名	選定の手順
一次審査（書類審査）	・ 上記１を満たす全ての応募事業者を対象に実施する。 ・ 得点の高い順に上位３者までを一次審査通過者として選定する。ただし、一次審査の配点の６割以上の得点があることを選定の条件とする。 ・ 合計得点が同点である参加者が２者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。
二次審査（提案内容・プレゼンテーション審査）	・ 一次審査通過者を対象に実施する。 ・ 一次審査及び二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として、またその次に合計得点の高い者を次点者として選定する。ただし、優先交渉権者及び次点者ともに得点が総合点数の６割以上であることを条件とする。 ・ 合計得点が同点である参加者が２者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。

3. 審査項目及び配点

本プロポーザルの審査における審査項目及び配点は別添「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する公募型プロポーザル評価票」（以下「評価票」という。）のとおりとする。

一次審査（書類審査）

企画提案書等について、審査委員会委員は、「評価票」を用い「一次審査（書類審査）」に示す各評価項目に対し評点を与えるものとする。なお、定量的な評価項目は、事務局にて事前確認を実施する。総評価点は評価項目ごとに「採点内容」に記載する方法で採点した点数の合計とする。

二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者が提出した本実施要領8(2)に示すテーマ別の提案内容並びにそれらに係るプレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会委員は「評価票」を用い「二次審査（提案内容・プレゼンテーション審査）」に示す各評価項目に対し評点を与えるものとする。総評価点は評価項目ごとに「採点内容」に記載する方法で採点した点数の合計とする。

4. 失格事項

実施要領「9-(3)失格事項」に該当する者は、評価点や失格事項該当判明時期等に係わらず失格とする。

5. 審査結果の通知・公表

一次審査結果通知

一次審査結果は、辞退者を除く全ての応募者へ、個別に電子メールを送付して通知する（公表はしない。）。

二次審査結果通知

二次審査結果は、二次審査参加者へ、個別に電子メールを送付して通知するとともに、市ホームページで公表する。市ホームページにおいては、優先交渉権者のみ評価点とともに企業名を公表する。

6. その他

本プロポーザル終了後に仕様書等の要件を満たすことができないことが判明した場合には契約締結を行わないものとし、次席者と契約締結の交渉を行う。